

## 協 定 書

Y株式会社（以下「甲」という。）と〇〇ユニオン X（以下「乙」という。）、乙組合員 A（以下「丙」という。）とは、甲と丙の間の未払い賃金に関する紛争（以下「本件」という。）について、本日、以下のとおり合意した。

第1条 甲は、乙に対し、丙の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの法定労働時間外労働、法定休日労働及び法定深夜労働に対する割増賃金として、金〇〇円を支払う義務の存することを確認する。

第2条 甲は、平成 年 月 日限り、前条の金員を、乙が指定する口座に振り込み送金する方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第3条 甲乙丙は、本協定書の存在及びその内容の一切を厳格に秘密として保持し、その理由の如何を問わず、一切開示又は漏洩しない。

第4条 甲乙丙は、本協定書に定めるほか他、甲乙間、甲丙間において、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

平成 年 月 日

甲 福岡市〇〇〇〇〇  
Y株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

乙 福岡市〇〇〇〇〇  
〇〇ユニオン X  
執行委員長 〇〇〇〇 印

丙 福岡市〇〇〇〇〇  
A 印